

お知らせ

10月は、犬の正しい
飼い方強調月間です

問生活環境課 ☎(57)4131

正しい犬の飼い方を知っていますか。

あなたの飼っている犬が近所から好かれるために、ルールやマナーを持った『責任ある飼い主』になりましょう。

【ルール】

- ・犬は登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。
- ・ふんや尿の処理は適切に行なう。
- ・最後まで愛情と責任を持って飼う。
- ・いつもリードなどにつないで飼う。

【マナー】

- ・飼い主が誰か分かるようにしましょう。(鑑札を首輪につける)
- ・鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう(鳴き声は人の感じ方に違いがあります。)
- ・むやみに子どもを増やさないために不妊、去勢手術を検討しましょう。

※しつけ方や動物に関する相談は、栃木県動物愛護指導センター(☎028-684-5458)までお問い合わせください。

お腹をすかせてかわいそう?でもよく考えてみて!

問生活環境課 ☎(57)4131

飼い主のいない猫にエサをあげるなら、あなたが飼い主としての責任を果たしましょう。

最近、野良猫による苦情が多くなっています。

無責任なエサやりは、飼い主のいない不幸な猫をむやみに増やすことにつながり、近隣に住む方に迷惑をかけるどころか、猫も悪者になってしまうことにつながっています。もし、エサを与えるのであれば責任をもって飼ってあげましょう。

また猫を飼う場合には、次のルールを守り正しく飼養してください。

- ・外でのエサやりが近所の迷惑になつていないか、よく考える。
- ・ふんや尿の処理は適切に行なう。
- ・最終的には、室内飼育を検討する。
- ・不妊、去勢手術を検討する。(増やさないのも愛です)

浄化槽の維持管理を
お願いします

問生活環境課 ☎(57)4131

(二社)栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650

浄化槽は、台所・トイレ・洗面所・風呂場など家庭から出る汚れた水をきれいにして放流する生活排水処理施設です。

浄化槽は適切な維持管理を行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりと、逆に生活環境を悪くする原因となります。そのため、浄化槽法により浄化槽の維持管理が義務付けられています。維持管理を行ない浄化槽の機能が十分に発揮できるようにしましょう。

浄化槽維持管理一覧

維持管理	検査回数	実施内容	実施者
保守点検	年3~4回	運転状況や放流水の確認、薬剤の補充等	保守点検業者
清掃	年1回以上	汚泥の引き抜き	くみ取り業者
7条検査	1回	使用開始後3~8ヶ月目に実施	栃木県浄化槽協会
11条検査	年1回	水質検査・外観検査・書類検査	栃木県浄化槽協会または協会指定の採水員

生ごみ堆肥の無料
配布について

問生活環境課 ☎(57)4247

南部清掃センターで作製された堆肥を、町民の方対象に次のとおり無料配布いたします。

なお、数に限りがあります(500袋)ので、無くなり次第終了とさせていただきます。

☎10月26日(土)9時~11時
所役場敷地内南西側砂利駐車場
配布数量
2kg入袋を1世帯当たり4袋
(8kg)まで(先着順)

☎町在住者
※配布時に住所・氏名を記入していただきます。

10月1日より
栃木県の最低賃金
時間額 **853円**

すべての労働者とその使用者に適用されます。
※特定の産業には特定最低賃金が定められています。

問栃木労働局労働基準部賃金室
☎028(634)9109